

経営安定支援融資（緊急経営安定支援分）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への円滑な資金供給を図るため、
「経営安定支援融資（緊急経営安定支援分）」の要件を緩和しました。

融資制度の概要

融資対象	<p>(1) 最近3ヵ月間の売上高又は販売数量が、前年同期に比して3%以上減少しているもの</p> <p>(2) 売上原価の20%以上を占める原油・原材料の最近1ヵ月間の仕入価格が前年同期比で20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できない状況にあるもの</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高又は販売数量が、前年同期に比して3%以上減少しているもの</p>
資金用途	経営の安定に必要な運転資金
融資限度額	8千万円
利率	固定金利 1.30%以内（付保1.00%以内） 融資対象（3）の場合は、1.00%以内（付保1.00%以内）
期間	7年以内（うち据置期間2年以内）
担保	金融機関所定の扱い
信用保証	任意 ※付保の場合の保証料率は、保証協会の定める率（0.13%～1.19%） （セーフティネット保証4号利用の場合は、0.50%、5号利用の場合は、0.40%）
お申し込み	<p>融資については、県制度融資の取扱金融機関へお申込みください。</p> <p>また、制度の認定については、認定申請書を最寄りの商工会議所、商工会等へご提出ください。</p> <p>（セーフティネット保証の認定については、認定申請書を所在する市町の商工担当課等へご提出ください。）</p>

お問い合わせ先

お近くの商工会議所・商工会【制度の認定窓口】

または 石川県商工労働部経営支援課金融グループ（TEL：076-225-1522）